

女性支援調整会議設置要綱

(設置)

第1条 日常生活又は社会生活を営むに当たり困難な問題を抱える女性への支援を、適切かつ円滑に行うため、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号。）第15条第1項の規定に基づき、女性支援調整会議（以下「支援会議」という。）を設置する。

(業務)

第2条 支援会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 個別事例についての情報の共有に関する業務。
- (2) 個別事例についての役割分担及び支援方法に関する業務。
- (3) その他個別事例への支援について必要な業務。

(会議)

第3条 支援会議は、別表に掲げる機関のうち、個別会議において検討の対象となる支援対象女性に関わりを有している関係機関等及び今後関わりを有する可能性がある関係機関等に事務局が参加を依頼した者をもって構成する。

- 2 支援会議が必要と認めるときは、前項以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。
- 3 支援会議の開催及び支援会議の資料は非公開とする。

(守秘義務)

第4条 支援会議の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、支援会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(運営)

第5条 市民局まちづくり推進部若者・くらしの悩み相談課長（以下「課長」という。）が会務を総理する。

- 2 事務局は、若者・くらしの悩み相談課に置く。

(報酬)

第6条 支援会議の出席者へ報酬は支給しない。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、支援会議の運営に必要な事項は、課長が別途定める。

附 則

この要綱は、2024年（令和6年）9月1日から施行する。

(別表)

市民局まちづくり推進部若者・くらしの悩み相談課
支援に関わる担当課
教育委員会・学校
その他支援に関連する機関